

アメリカ合衆国における道産水産物フェア委託業務 企画提案指示書

第1 目的

水産エコラベルの認知が特に進むアメリカ合衆国において、水産エコラベル認証を取得した道産のホタテ及び秋サケ製品をPRする道産水産物フェアを現地開催し、同国での販路拡大を進める。

また、同国が世界最大規模のカレイ類の生産・消費国であることに鑑み、令和4年度に採算性や現地ニーズを踏まえて開発したカレイ類加工製品（以下、「カレイ類新製品」という。）の販売促進を行い、新たな輸出商流の創出を図る。

第2 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

第3 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月15日（金）まで

第4 業務内容

（1）実施項目

- ① 道産水産物フェアの開催
- ② カレイ類新製品オリジナルメニューの開発
- ③ カレイ類新製品キャンペーンの実施
- ④ フォローアップの実施
- ⑤ 業務処理計画書及び実績報告書の作成

（2）対象品目

- ① 道産水産物フェア
 - ・ 水産エコラベル認証を受けている、道産のホタテ及び秋サケ
 - ・ カレイ類新製品
 - ・ その他道産水産物(ブース設営の都合等による必要最低限の取扱いに限る)
- ② カレイ類新製品キャンペーンの実施
 - ・ カレイ類新製品

（3）実施場所

アメリカ合衆国内の1都市

（4）業務内容

① 道産水産物フェアの開催

現地量販店（2店舗以上）において、中食(惣菜、弁当等)との連携により来場者に提案するテスト販売・PRを、各店舗1週間以上実施すること。

なお、フェア会場では、来場者に試食・アンケートを実施するとともに、実施時期は多くの来場者が期待できる時期に設定し、道産水産物の認知度向上及び販売促進につながるような工夫をすること。

また、開催にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 開催に係る手続き

- ・ フェア開催に必要となる手続(会場確保、施設登録等)を行い、必要に応じ会場借上料など経費の支払いを行うこと。
- ・ 開催会場や集客規模等は、事前に委託者と協議すること。

イ 商品の募集・商談・取りまとめ

- ・ 道内水産加工会社等から販売商品を募集し、現地量販店等と商談を行い、販売商品等を取りまとめること。ただし、受託者(コンソーシアム構成員を含む。)が自社の取扱商品を用意することを妨げない。
- ・ 販売商品については、水産エコラベル認証を受けたホタテや秋サケを中心とした道産水産物10品程度とすること。また、これらの商品を使用した中食メニューを用意し、テスト販売及び試食を行うこと。

ウ 通訳の配置

業務の円滑な推進や、委託者による進捗確認への対応のため、開催準備からフェア終了までの間、日本語と英語の通訳が可能なスタッフを1名以上配置すること。

エ 商品の準備

テスト販売及び試食に必要な商品や、各種必要数準備すること。

オ 商品等の輸送及び保管

- ・ 商品等の輸送にあたっては、購入先（日本国内）から出港地までの輸送、輸出手続（商品の通関等輸出に係る一切の手続）、出港地からアメリカ合衆国の目的港までの輸送、及び目的港からフェア実施店舗までの一切の輸送並びに保管を行うこと。
- ・ 輸送及び保管にあたっては、商品の衛生状態・温度管理に必要な措置を講じるとともに、正規通関の実施等、関係国の関係法令を遵守すること。

カ 開催周知

現地量販店や関係者と連携し、より多くの顧客層に対しフェア開催が周知できるよう、チラシ、SNS等による効果的な周知を行うこと。

キ 会場設営

- ・ フェア実施店舗と調整の上、ブースレイアウトを作成すること。なお、レイアウト作成にあたっては、効果的な展示・販売・PRにより道産水産物の魅力を最大限発信できるよう工夫すること。
- ・ フェア開催に必要な会場及び設備（備品・什器、照明、ポスター・横断幕等、ブース設置に必要な一切の設備）を用意すること。
- ・ ブースレイアウトに基づき、北海道をイメージさせ道産水産物の訴求効果の高い装飾を行うこと。

ク 会場管理

フェア会場には、1名以上の運営スタッフ、1名以上の販売・試食担当者及び1名以上の通訳を配置すること。なお、運営スタッフと通訳との兼務は妨げない。

サ 来場者アンケート

次により来場者アンケートを実施し、成果のとりまとめと結果分析を行うこと。

- ・ 道産のホタテ及び秋サケが、現地マーケットで商流を構築する上での課題や可能性を把握するためのアンケート
- ・ カレイ類新製品の食味感想や購入希望価格等、現在流通している競合品との違い・優劣を把握し、現地ニーズにマッチする製品改善に繋げるためのアンケート

② カレイ類新製品オリジナルメニューの開発

現地飲食店（外食）及び家庭（中食）における道産カレイ類の消費促進につながるよう、カレイ類新製品を活用したオリジナルメニューを、外食向け及び中食向けの各3種類以上開発すること。なお、実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 有名シェフなどの助言の活用

販路拡大につながるよう、有名シェフやフードコーディネーターなどの助言を基にメニュー開発を行うこと。

イ 調査、アンケート結果等の活用

カレイ類新製品の開発時に実施した市場調査・流通実態調査、現地ヒアリング、試食アンケート等の結果を踏まえ、現地消費者に受け入れられるようなメニューの開発を行うこと。

ウ レシピの作成

現地飲食店や量販店に提供可能なオリジナルメニューのレシピを作成すること。

エ プロモーションツール等の作成

オリジナルメニューの効果的なPRに資するため、③のキャンペーンを想定したプロモーション方法を検討するとともに、委託者との協議を経て、プロモーションに活用するメニュー（商品）名、キャッチフレーズ、PRツール等を決定・制作すること。

③ カレイ類新製品キャンペーンの実施

現地飲食店及び量販店において、②により開発したカレイ類新製品オリジナルメニューを活用し、同製品の認知度向上、販売促進に向けたキャンペーンを1週間以上実施すること。ただし、量販店におけるキャンペーンについては、①の道産水産物フェアと一体として実施することを妨げない。

なお、実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア キャンペーン実施に係る手続き

- ・ キャンペーン実施に必要な調整を実施店舗と行い、必要に応じ手数料、使用料など経費の支払いを行うこと。
- ・ 実施店舗や販売メニュー、キャンペーン内容等は、事前に委託者と協議すること。

イ 商材等の準備

キャンペーンに必要な商材等を、各種必要数準備すること。

ウ 商材等の輸送及び保管

- ・ 商材等の輸送にあたっては、(4)①オの例によること。

エ 開催周知

実施店舗や関係者と連携し、より多くの顧客層に対しキャンペーン実施が周知できるよう、チラシ、SNS等による効果的な周知を行うこと。

オ アンケート

カレイ類新製品オリジナルメニューの食味感想や購入希望価格等、現在流通している競合品との違い・優劣を把握し、現地ニーズにマッチする製品改善に繋げるためのアンケートを実施し、結果分析を行うこと。

④ フォローアップの実施

ア 道産水産物フェア

問合せや継続取引を希望する現地事業者に対しては、仕入先の道内水産加工会社等を紹介するなど丁寧な対応に努めること。

イ カレイ類新製品

カレイ類新製品オリジナルメニューのアンケート結果をキャンペーンを実施した現地飲食店及び量販店に説明し、評価を得ること。

⑤ 業務処理計画書及び実績報告書の作成

ア 業務処理計画書の作成

- ・ 委託業務に係る契約締結後、速やかに業務処理計画書を作成すること。
なお、業務処理計画書には、業務概要、実施内容、業務行程表、業務組織計画、打合せ計画、連絡体制の他、必要な事項を記載すること。
- ・ 計画に変更が生じた場合は、速やかに業務担当員と協議してその指示を仰ぐものとし、必要に応じ業務処理計画書を変更して提出すること。

イ 実績報告書の作成

業務終了後に提出する実績報告書は、次のとおりとする。

- ・ 実績報告書(委託契約書に示す様式による)

・ 成果品

名称	規格	部数	適要
アメリカ合衆国における道産水産物フェア委託業務成果品	製本A4版	3	業務内容・成果を整理し記載すること。
	フェア周知チラシ等	1	作成した資料・PRツールを提出すること。
	CD-R又はDVD-R	1	製本のデータを編集可能なファイル形式で保存すること。 フェア周知チラシやオリジナルメニューのレシピ、作成資料のデータを保存すること。 アンケート回答原本のデータを保存すること。

第5 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ① 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - ⑤ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ・ 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ・ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ・ 消費税及び地方消費税
 - ⑥ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ⑧ コンソーシアムの構成員が、本事業のプロポーザルで単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

第6 業務上の留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びグローバルリスクへの対応
新型コロナウイルス感染症の影響による渡航困難等や国際情勢の変化に伴うグローバルリスクへの迅速かつ柔軟な対応など、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応についても、併せて企画提案すること。
- (2) 他のアメリカ事業との連携
アメリカ合衆国への道産食品の輸出拡大を目的とする他の委託事業について、各受託者と調整の上、SNSでの一体的な開催周知やイベントの同日開催など、連携した事業展開に努めること。

第7 審査

企画提案は、次の事項について審査の上、総合的に判断して採点し、最も上位の得点を得た企画提案を 採用する。

(1) 基本理念

道産水産物の輸出促進について、どのようなビジョンを持っているか。(現状分析、将来像、可能性、取組の方向性等)

(2) 応募動機

当該業務に対する取り組み意欲はどうか。

(3) 業務遂行の基盤

① 対象国に水産物の輸入や販路開拓等に精通した業務担当者が配置され、かつ十分な人員が確保されている等、国内外ともに提案内容が確実に実行される業務遂行体制を有しているか。

② 対象国における水産物の流通や需要状況について知見が深く、かつ水産物の輸入について豊富な経験・実績を有しているか。

③ 対象国の流通関係者(バイヤー、飲食店、量販店等)とのコネクションを有しているか。

④ 道内水産物の準備に必要な取引先・コネクションを有しているか。

(4) 企画提案内容

① 道産水産物フェア及びカレイ類新製品のメニュー開発・キャンペーンについて、当方が提示するすべての条件を満たし、かつそれらが実施可能と判断できる具体的な計画が示されているか。

② 委託業務の実施計画において、自社のもつ経験・実績・ノウハウを十分に活用した工夫が見られるか。

③ 本業務の成果が、対象国への道産水産物の輸出拡大に寄与していく具体的な構想、イメージを持ち、それに沿った効果的なフォローアップが可能か。

第8 予算上限(消費税を含む)

9,690 千円

第9 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書又は企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加しないものとみなす。

なお、参加表明後に不参加とする場合は、令和5年(2023年)5月10日(火)17時までに第10(1)に示す本事業担当者に連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は、北海道に帰属する。

(5) 企画提案及び委託契約に使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約情報を収集するための窓口

第10(1)のとおり

(8) プロポーザル審査会での説明

参加事業者は、企画提案の内容について、プロポーザル審査会で説明するものとする。

ただし、参加事業者が5者を超えるときには説明を省略し、書類選考のみで行う場合がある。

(9) 審査結果及び受託者名

北海道ホームページで公表する。

(10) 企画提案及び事業実施にあたっては、必要に応じ日本貿易振興機構(JETRO)のサポート事業を活用するなどして情報収集を図ること。

- (11) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

第10 参加表明書及び企画提案書の提出方法

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局水産経営課輸出促進係
担当：輸出促進係長 新倉
電話：011-204-5465 (直通)
FAX：011-232-8904
E-mail：niiikura.toshiyuki@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限：令和5年(2023年)4月27日(木) 17時(必着)
- ② 提出場所：上記担当窓口
- ③ 提出方法：持参又は郵便(書留郵便に限る。)
- ④ 提出様式：別添 参加表明書及び参加表明書作成要領のとおり

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限：令和5年(2023年)5月12日(金) 17時(必着)
- ② 提出場所：上記担当窓口
- ③ 提出方法：持参又は郵便(書留郵便に限る。)
- ④ 提出様式：別添 企画提案書作成要領のとおり